

愛知県立いなざわ特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの児童生徒でも被害者にも加害者にもなりうるものである。いじめは、絶対に許されない行為であることを児童生徒が認識できるようにしていく。
- (2) 日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たり、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できるようにする。
- (3) 児童生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるようにする。また、生き生きとたくましい児童生徒を育てるために、保護者や地域との連携を図る。
- (4) 教職員がいじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合は、校内組織に報告しなければならない。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校等対策委員会」において、いじめ・不登校等の対策にあたる。

(1) 「いじめ・不登校等対策委員会」について

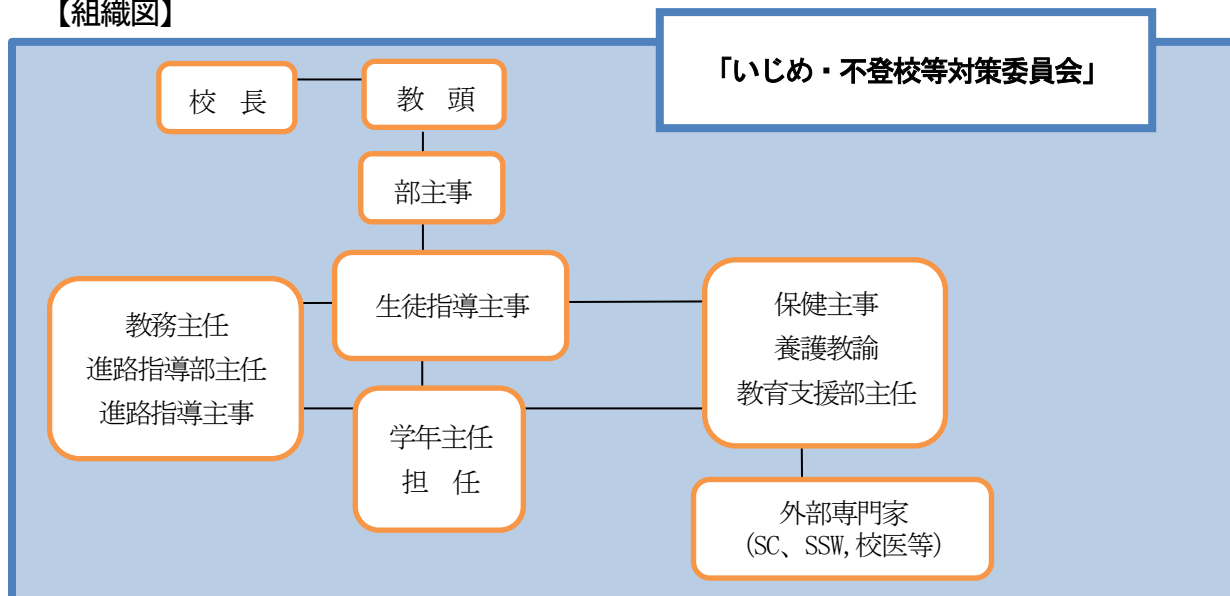
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、進路指導部主任、進路指導主事、保健主事、教育支援部主任、学年主任、当該担任、養護教諭とする。必要に応じて、SCやSSW、校医等の外部専門家を加える。

イ 指導・支援チーム

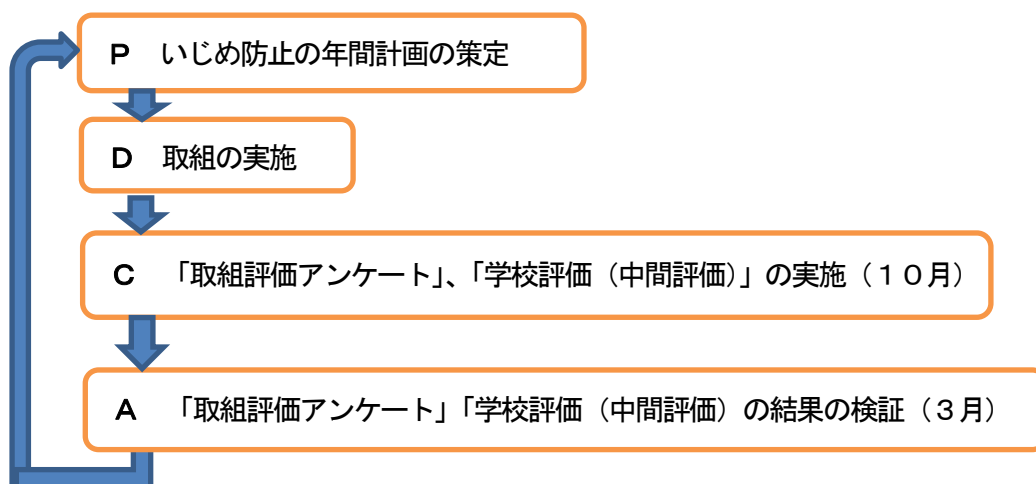
委員会が、事案に応じて適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校等対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



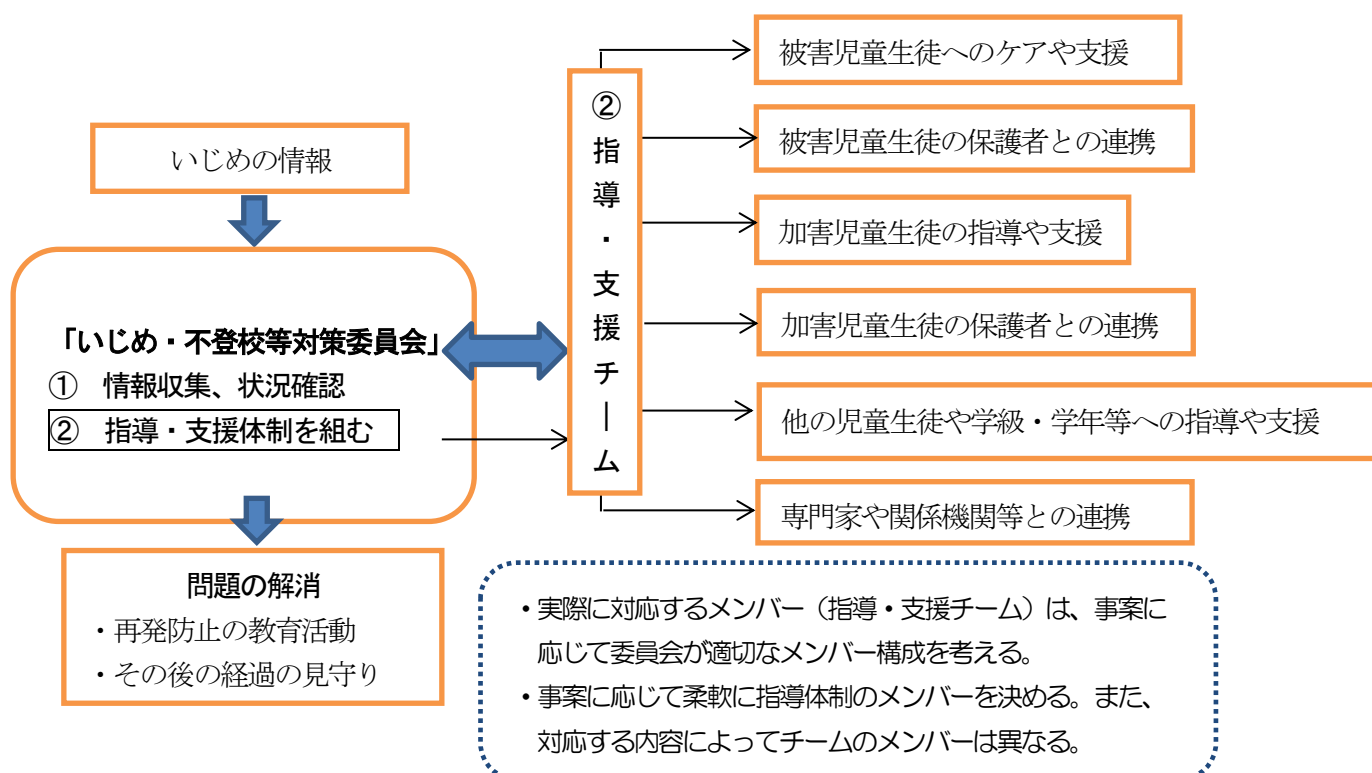
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- (ア) 各部会等で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- (イ) 「いじめ・不登校等対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- (ウ) 現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

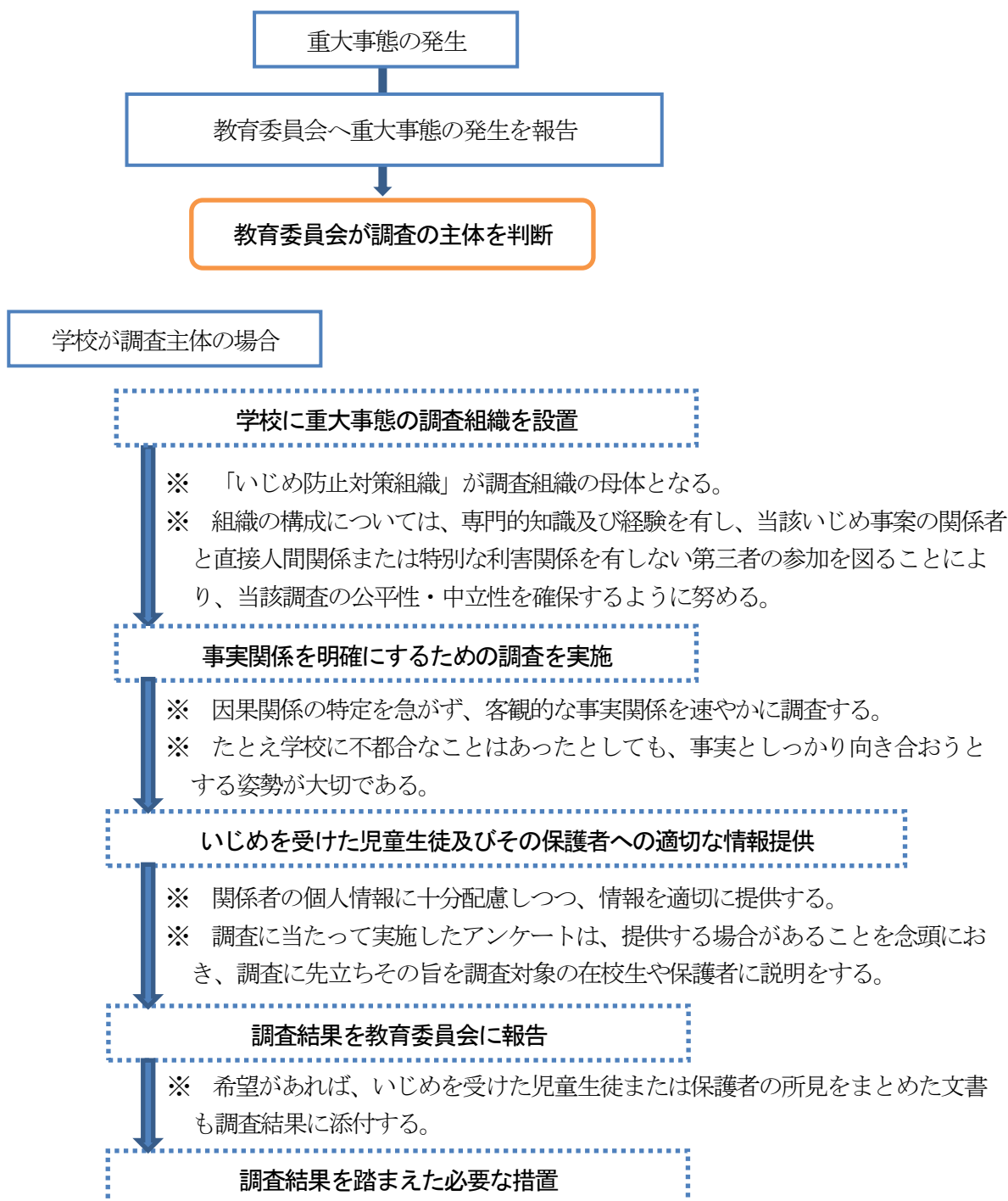
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校等対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(取組の年間計画)

	未然防止・早期発見の取組	「いじめ・不登校対策」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康観察の実施(毎日)(保)	○生徒指導委員会(生) *必要に応じて ○第1回委員会 ・基本方針の確認 ・年間の流れ	○授業参観(小・中・高)(教)
5月	○健康観察の実施(毎日)(保) ○生徒への聴き取り(高)(生) (～7月)	○全職員への共通理解(生) ・いじめの概要 ・報告義務	○PTA 理事会 ○運動会 ○個別懇談会(教) ○ケース検討会(支) *月に1回
6月	○健康観察の実施(毎日)(保) ○学年会でいじめの有無の確認(生)		○評議委員会 ○通学路の清掃活動(生)
7月	○健康観察の実施(毎日)(保) ○保健学習「思春期の心」(保) ○各部会で状況把握(生)	○第2回委員会 ・調査結果報告 ・今後の流れの確認	○授業参観(小・中)(教) ○個別懇談会(教)
8月			
9月	○健康観察の実施(毎日)(保)		
10月	○健康観察の実施(毎日)(保)		○授業参観(小・高)(教) ○中間評価→検証 ○通学路の清掃活動(生)
11月	○健康観察の実施(毎日)(保) ○保健学習「病気の予防」(保)	○現職研修(人権講話)	○学校関係者評価委員会 ○いなざわフェスティバル
12月	○健康観察の実施(毎日)(保)		
1月	○健康観察の実施(毎日)(保)		○授業参観(小・中・高)(教)
2月	○健康観察の実施(毎日)(保)		○個別懇談会(教) ○PTA 理事会
3月	○健康観察の実施(毎日)(保)		○通学路の清掃活動(生) ○評議委員会

(教)：教務部 (生)：生徒指導部 (保)：保健体育部 (支)：教育支援部